

奈良市宿泊事業者支援金支給事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観光需要の著しい落ち込みにより、深刻な影響を受けている市内の宿泊事業者の事業継続を支援し、もって滞在型観光の維持に資するため実施する、事業者支援金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者支援金 前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 次条に定める事業者支援金が生給される者をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内において、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日時点で営業の許可を受け、かつ、営業(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時休業している場合を含む。)している事業者で、次のいずれにも該当しない施設の営業を営むもの

ア 研修や福利厚生を主とした施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設又は奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)第2条第2号に規定するラブホテルと認められる施設並びにそれと同様の形態で営業を行っていると思われる施設

ウ 自治体の指定管理施設

エ 令和元年12月31日以前から続けて休業状態である施設

(2) 事業者支援金の支給を受けた後も営業を継続する意思がある事業者

(3) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。)に該当しない者

(4) 令和元年12月31日時点で市税を滞納していない事業者

(事業者支援金の支給等)

第4条 市は、支給対象者に対し、この要領の定めるところにより、事業者支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する事業者支援金の額は、一の事業者につき、客室数に20,000円を乗じて得た額とし、その額が200,000円を下回る場合は200,000円とし、1,000,000円を上回る場合は1,000,000円とする。

3 前項の客室数は、令和2年3月31日時点の数とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 事業者支援金に係る市の申請受付開始日は、令和2年7月13日とし、その申請期限は、令和2年8月31日とする。

(申請及び交付の方式)

第6条 事業者支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿泊事業者支援金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類。ただし、令和2年1月以後に営業を開始した事業者又は開業後未決算の法人については、この限りではない。

ア 事業者が法人の場合、直近に提出した法人税申告書（別表一）の写し

イ 事業者が個人の場合、令和元年分の確定申告書（第一表）の写し

ウ ア又はイに係る申告を証する書類

(2) 施設ごとの令和元年12月から令和2年3月（令和2年1月以後に営業を開始した事業者については、営業開始月から令和2年3月）までの各月の営業実態が分かる書類の写し

(3) 営業許可証の写し

(4) 振込口座の通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 事業者支援金の申請及び支給は、申請者が前項に規定する書類（以下「申請書等」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書等を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、支給すること及びその支給金額を決定したときは、当該支給対象者に宿泊事業者支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により通知し、事業者支援金を支給するものとする。

2 前項の規定による審査により、支給しないことを決定したときは、当該支給対象者に宿泊事業者支援金不支給決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(事業者支援金の支給に関する周知等)

第8条 市長は、事業者支援金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の概要について、広報その他の方法による事業者への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が事業者支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに、申請書等の補正が行われないときその他支給対象者の責に帰すべき理由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(返還)

第10条 市長は、事業者支援金の支給を受けた者が、支給対象者の要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段により事業者支援金の支給を受けた場合は、第7条の規定による支給の決定を取り消し、支給を行った事業者支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 事業者支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。



宿泊事業者支援金支給申請書

令和 年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 下
住所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
TEL ()

以下の全ての事項に誓約・同意し、裏面の関係書類を添え、次のとおり支援金の支給を申請します。

【誓約・同意事項】

以下の全ての事項を確認のうえ、誓約・同意する場合は、□に✓印をつけてください。

✓印がない場合、支給の対象になりません。

- (1) 令和2年3月31日時点で旅館業法第3条による営業許可を受け、かつ、本市において営業を行っている者であること、
□(2) 奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、申請者が暴力団員等であるか否かの確認について、奈良警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。
□(3) 申請者の令和元年12月末時点の市税の納付・納入状況について、審査のために必要な限度において、調査されることについて同意します。
□(4) 裏面の受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の補正が行われない場合には、この申請が取り下げられたものとみなされることに同意します。
□(5) 申請後、要件に該当しないことが判明した場合は不支給となることに同意します。
□(6) 偽りその他不正の手段により支給を受けたことが判明した場合は、支援金を返還します。

1. 申請対象施設

- ・ 1施設で50室以上ある場合は、1施設の記入でも構いません。
・ 申請対象施設が3施設以上ある場合は、別紙に記載してください。

Table with 3 columns: 施設の名称, 施設所在地, 客室数 (a)

2. 申請金額

- ・ 同一事業者が複数施設を営んでいる場合であっても、1事業者1回の支給となります。
(計算式)

Table for calculation: 上の表の右欄(a)の合計, 部屋 × 2万円 = (b) 万円

(申請金額)

Table for final amount: (b)の金額が, 20万円以下... 100万円以上... を右欄(c)に記入, (c) 万円

(裏面に続く)

3. 受取口座記入欄

金融機関名							支店名	
種別 (預金種目)	1.普通			2.当座			該当するものを○で囲んでください。	
口座番号 (右詰めで記入)								
口座名義								

注) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名・預金種目及び口座番号を記入してください。

4. ご連絡先

・記入漏れなどありましたら、ご連絡することがございますのでご記入ください。

担当部署及び担当者名

電話番号	メールアドレス
Tel ()	

注) 支給に係る通知書は、申請者宛に郵送します。

5. 提出書類

・封入確認のため、□に✓印をつけてください。

支給申請書 (本様式)

次の書類のいずれか (令和2年1月以後に営業を開始した事業者又は開業後未決算の法人は、対象外とします。)

ア 事業者が法人の場合は、直近に提出した法人税申告書 (別表一) の写し

イ 事業者が個人の場合は、令和元年の確定申告書 (第一表) の写し

ウ ア又はイの申告を証明する書類

※電子申告された方は、上記のいずれかに加え、受付番号が記載の画面を印刷したもの

対象となる宿泊施設ごとの令和元年12月から令和2年3月 (令和2年1月以後に営業を開始した事業者については、営業開始月から令和2年3月) までの各月の営業実態が分かる書類 (会計帳簿等) の写し

営業許可証の写し

振込口座の通帳の銀行名・支店名・種別・口座番号・名義人が確認できるように、通帳のオモテ面と通帳を開いた1、2ページの写し

※確認のため、上記の書類に加え、追加で書類を求めることがあります。

【事務処理欄】 申請内容、提出書類について確認しました。確認者

※この欄は、記入しないでください。

別記第2号様式

奈観観戦第 号
令和 年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸

宿泊事業者支援金支給決定通知書

令和2年 月 日 付けで申請のあった支援金の支給については、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

記

支給決定額	金 円
振込予定日	令和 年 月 日

注 この通知にお心当たりがない場合は、恐れ入りますが、奈良市観光経済部観光戦略課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

奈良市 観光経済部 観光戦略課
電話番号：0742-34-4739

奈観観戦第 号
令和2年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸

宿泊事業者支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった支援金の支給については、下記のとおり
支給しないことを決定しましたので通知します。

記

不支給理由	
-------	--

注 この通知にお心当たりがない場合は、恐れ入りますが、奈良市観光経済部
観光戦略課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

奈良市 観光経済部 観光戦略課
電話番号：0742-34-4739